

豊橋市立羽根井小学校

いじめ防止基本方針

(最終改定)

令和5年6月5日

豊橋市立羽根井小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる場でなくてはならない。そのためには、教師が主体となり子どもが安心感をもてる「居場所づくり」と、子どもが主体となって互いを認め合う「絆づくり」をすすめていく学校づくりが重要である。本校は校訓として「よく学び、よく遊べ」を掲げている。学習規律を確立してわかる授業を展開し、さまざまな活動や人との関わりを通して互いに認め合い、成長を喜び合える子どもを育てていくことが、校訓を生かし、いじめを未然に防止することにつながると考える。

全教職員が、子どもの小さな変化やサインを見逃がさず、学校体制で教職員が共通理解のもと、組織的・計画的に指導・対応を進めていくことが必要であると考えている。また、学校だけでなく、保護者や地域と連携しながら取り組んでいくことも大切である。

2 組織について

(1) 名称

「羽根井小学校いじめ防止対策推進委員会」と称する。

(2) 委員会構成員

「生活サポート委員会」を拡大・継続し、スクールカウンセラーや医師・主任子ども委員を加え、関係職員が一人で抱え込むことがないように対応する。本委員会がいじめ防止の取り組みの検討をする際の中核を担う組織とする。必要に応じて、次のような構成とする。

ア 羽根井小学校いじめ防止対策推進委員会…年3回（6月、11月、2月）

校長、教頭、教務主任、校務主任、学校評議員

（必要に応じて、スクールカウンセラー、学校医、主任児童委員を加える）

6月…1年の方針

11月…中間報告、見直し・方向性

2月…1年間の分析・まとめ、評価・反省、来年度の方向

イ 校内いじめ防止対策推進委員会（11名）…常時

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主任、養護教諭

学年主任（低・中・高で各1名）、生活サポート主任

いじめ・不登校などの個別の対応、緊急事態発生時の対応

3 いじめ防止対策について

(1) 組織の役割や機能

ア PDCA サイクル

・いじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクルで見直し、「取り組み評価アンケート」の実施や検証を行う。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・年度当初に「いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り、教職員の共通理解と同一歩調のもと指導・対応にあたるようにする。

・いじめの早期発見・対応のためにマニュアルを策定し、それ徹底するためにチェックリストを作成・共有して、全職員で実施する。

- ・「羽根井小学校いじめ防止対策推進委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修などで「いじめ・不登校」などに関する研修を行うなど、教職員の力量向上に努める。
- ウ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・「学校いじめ防止基本方針」や「学校評価アンケート」の結果などを、学校新聞やホームページなどで知らせる。
- エ いじめ事案への対応
 - ・正確な事実の把握に努め、いじめ解消に向けた指導・支援体制を組織し、対応にあたる。
 - ・状況に応じて、専門家などのサポート体制を整える。
 - ・問題が解決したと思われる場合でも、継続して子どもの様子を見守り、必要な支援を行う。
- オ 重大事態への対応
 - ・重大事態が起きた場合には、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。
 - ・調査結果については、いじめられた子ども及び保護者に対して情報を適切に提供するとともに、教育委員会に報告する。

4 いじめ防止についての具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

- ア 子どもの「居場所づくり」と「絆づくり」を重視した学年・学級づくりをすすめる。
- イ 道徳教育や人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- ウ 情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないよう継続的に指導する。
- エ 自己有用感や自己肯定感が得られるような活動の工夫・充実を図る。
- オ 教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 早期発見の取り組み

- ア 生活アンケート（毎月）や教育相談週間を定期的実施し、子どもが示す小さな変化やサインを見逃さないようにする。
- イ 教師と子どもの人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい雰囲気や環境をつくる。

(3) いじめに対する措置

- ア アンケート調査や個人面談の実施内容からいじめの発見をしたり、通報を受けたりした場合には、速やかに事実確認を行うとともに、組織的に対応する。
- イ 被害にあった子どもに対しては、守り通すことを伝え、不安を取り除き、子どもや保護者への支援を行う。また、加害者の子どもに対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、状況に応じては、スクールカウンセラーや関係機関・専門機関と連携しながら子どもの指導や支援にあたる。
- エ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて市教委、警察署、法務局等とも連携して行う。そして、記載内容については、市教委や警察に削除要請を行う。

5 年間計画

	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	会議・研修等	保護者・地域との連携
4月	○学年・学級開き ○一年生を迎える会 ○子どもへ基本方針の説明	○生活アンケート ○身体測定 ○子どもに窓口の周知	○基本方針の内容確認	○PTA総会などで基本方針の説明 ○家庭訪問
5月	○運動会応援合戦	○生活アンケート ○QU検査	○いじめ防止基本方針等の学習会(全職員対象)	○運動会
6月	○情報モラルネット指導 ○豊橋・学校いのちの日	○生活アンケート ○教育相談週間	○羽根井小いじめ防止対策推進委員会	○学校公開日 ○学校評議員会
7月		○生活アンケート	○「評価取り組みアンケート」の実施	○個人懇談会 ○羽根井夏まつり
8月			○中間評価・見直し	
9月		○生活アンケート		
10月		○生活アンケート ○教育相談週間		○学校公開日
11月		○生活アンケート	○羽根井小いじめ防止対策委員会	
12月	○人権週間(講話) ○人権に関する授業	○生活アンケート	○「評価取り組みアンケート」の実施 ○学校評価アンケートの実施	○個人懇談会 ○学校評価アンケートへの項目の位置づけ, その実施と評価
1月		○身体測定 ○生活アンケート	○自己評価	
2月	○校内学習発表会	○生活アンケート ○教育相談週間	○羽根井小いじめ防止対策委員会 ○本年度の分析・まとめ・見直し	○学習発表会 ○授業参観・懇談会 ○学校評議員会
3月	○旅立ちのつどい	○生活アンケート		○学校新聞・ホームページ公開
通年	○校長講話(全校朝会) ○道徳教育の充実 ○道徳の授業の充実 ○体験活動・出前講座の充実 ○たてわりタイム ○わかる授業づくり	○日常的な子どもの観察・教職員間での情報交換 ○生活サポート委員会 ○生活日記・作文 ○SCによる面談	○情報交換会 ○対応策の検討 ○現職研修(学校いじめ防止基本方針が機能しているか, PDCAサイクルによる検証)	○学年・学級だよりの発行 ○PTA執行委員会(○ふれあいひろば)(○土曜ひろば)

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

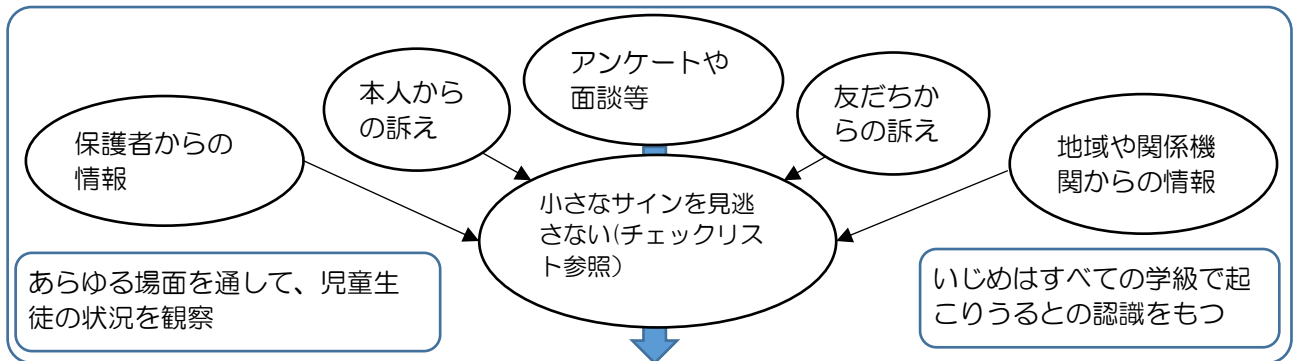
○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・・・・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・	1	2	3	4

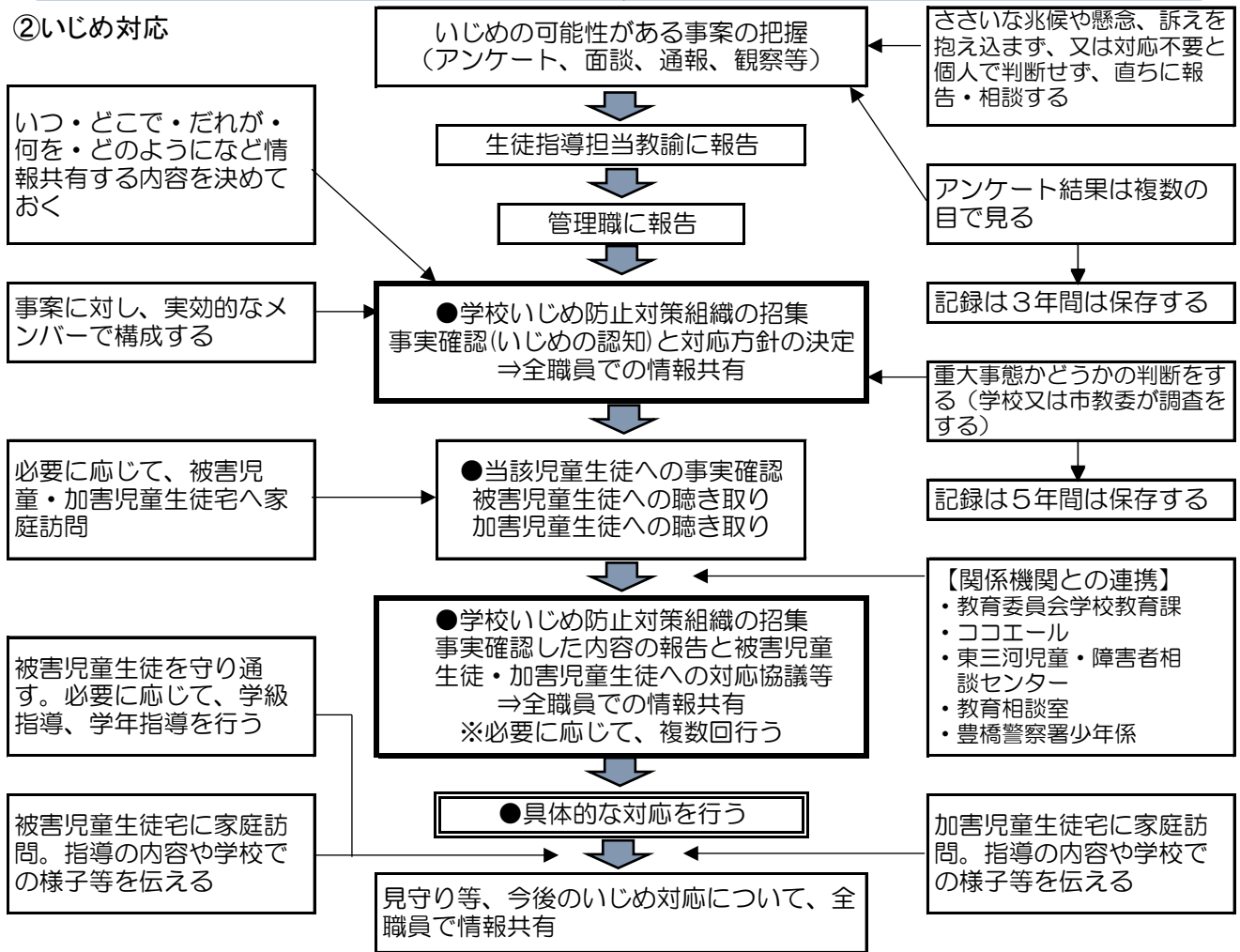
○4月（注：9月、1月など）になってから次のようなことを、この学校のだれか（お友だち）からされたり、反対にこの学校のだれか（お友だち）にしたりしましたか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	まったくなかった	今までに1～2回あった	月に2～3回あった	週に1回以上あった
オ 叩かれたり、けられたり、強く押されたりした・	1	2	3	4
カ 暴力ではないが、いじわるをされたり、 イヤな思いをさせられたりした・・・・・・・・	1	2	3	4
キ 叩いたり、けったり、強く押したりした・・・・	1	2	3	4
ク 暴力ではないが、いじわるをしたり、 イヤな思いをさせたりした・・・・・・・・	1	2	3	4

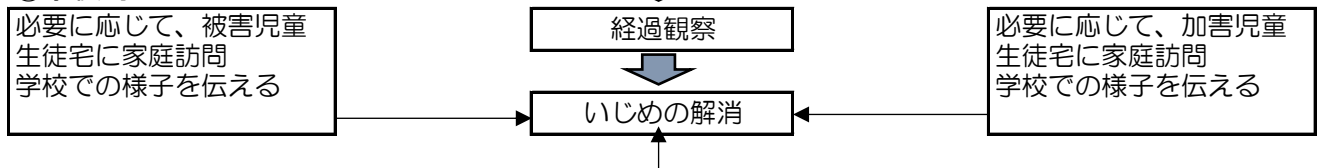
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してははっきり反応しない
- あいさつをされない
- 登校時間が遅くなっている
- 遅刻・欠席が増えている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

● 授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- プリントが配布されない
- 班編成をしたとき、孤立する
- 学習用具がなくなる
- 発言すると、周囲がざわつく
- 教職員の近くにいたがる
- 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

● 給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 食べ物にいたずらをされる
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- 一人で掃除や後片付けをしている
- その子の机やイスを運ぼうとしない
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直の受け取れない
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- いじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的にしている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている